

1	「特別の教育課程」による日本語指導の「指導者」について ①教員免許を持つ日本語指導担当者がいなくても、日本語指導員のみで児童生徒に日本語指導に当たっても大丈夫なのでしょうか。 ②中学校の教員免許がある方なら小学生にも指導可能と聞いたことがあります。そのあたりは各教育委員会の判断なのでしょうか。
---	--

「指導者」に関する質問が複数ありました。「指導者」については、文部科学省から出されている「Q&A」を再度確認していただき、それでも不明な点は、それぞれの市区町村の教育委員会にお尋ねになるといいと思います。

文部科学省の「Q&A」には、次のような回答があります。

Q11 「特別の教育課程」により日本語指導を行う教員は教員免許状を有していることが必要ですか。そうだとすればどのような免許を所有しておかなければならないのでしょうか。

A 「特別の教育課程」による日本語指導は、義務教育諸学校に在籍している児童生徒に対して、日本語の能力に応じた特別の指導を、教育課程に位置付けて行うものです。

このため、主たる指導者として日本語指導を行う日本語指導担当教員は、常勤・非常勤講師を含む教員であり、小学校であれば小学校教諭の免許状が、中学校であれば中学校教諭の免許状が必要です。なお、日本語指導として、各教科の補充指導を行う場合、中学校においては、当該教科の免許状が必要となります。また、特別支援学校であれば、原則として、これらの免許状に加え、特別支援学校教諭の免許状が必要です。

なお、教員免許状を有していない場合でも、主たる指導者とともに、指導補助者として日本語指導を行うことにより、児童生徒がより充実した日本語指導を受けることができることが大いに考えられます。

Q30 小学校の児童と中学校の生徒の双方を対象として、同時に同じ教室で「特別の教育課程」による日本語指導を行うことはできますか。

A 日本語指導を受ける児童生徒は、学級に在籍しながら「特別の教育課程」による日本語指導を受けることができます。この「特別の教育課程」による指導は、あくまでも当該児童生徒の正規の教育課程の一環として位置付けられるものであり、中学生の場合は、中学校の教育課程の一環として、中学校において中学校の教員により行われる必要があります。

このため、小学校の児童と中学校の生徒の双方を対象とし、「特別の教育課程」による日本語指導を同時に行うことはできません。

ただし、近隣する小学校と中学校において、空き教室の余裕がなく、どちらかの学校が空き教室を提供し、同一教室内で、小学校の児童に対して小学校の教諭が、中学校の生徒に対して中学校の教諭が別々に「特別の教育課程」としての日本語指導を行うことは可能です。

「特別の教育課程」による日本語指導は、正規の教育課程の一環として位置付けられるものであり、「学校教育法施行規則の一部を改正する省令（平成 26 年文部科学省令第 2 号）」及び「学校教育法施行規則第 56 条の 2 等の規定による特別の教育課程について定める件（平成 26 年文部科学省告示第 1 号）」に定められているものなので、各教育委員会の判断によって要件が変わるということはありません。

①のご質問のように教員免許を持たない日本語指導員の方が単独で教える場合、「特別の教育課程」による日本語指導には当たりません。学校における日本語指導はまだ地域差が大きく、日本語指導が必要な児童生徒のうちに「日本語指導等特別な指導を受けている者」と「特別な指導を受けている者のうち特別の教育課程による日本語指導を受けている者」がいます。日本語指導員のみでの指導は、「特別の教育課程」による日本語指導ではありませんが、この「日本語指導等特別な指導」にあたり、指導されることに問題はないと思います。まして、市区町村の教育委員会が教員の配置のない中で、工夫して日本語指導員の派遣を計画されているわけですから、自信を持って指導に当たっていただけたらと思います。

②のご質問の場合も、中学校の教員免許のみを有する方が、小学生を教えるてはいけないということではなく、その場合は「特別の教育課程」による日本語指導ではないということだと思います。

2	「特別の教育課程」による日本語指導の「個別の指導計画」について ①「個別の指導計画」を普段の授業でどのように活用すればよいのか悩んでいます。 ②「個別の指導計画」を立てても、学習の進み方には個人差がかなりあると思います。計画の見直しや修正は、その都度するのですか？
---	---

「個別の指導計画」は、文部科学省の様式例や記述例をご覧くださいと、長（1年程度）・中期（学期程度）の計画を立てるものです。そのため、①のご質問のように、短期間（日々の授業）での活用方法に迷われる方もいらっしゃるかもしれませんね。

例えば、「学習目標例」（日本語指導が必要な児童生徒の指導の在り方を考える検討会議作成）を参考に考えてみます。

【例】

現在、子どもの「読む力」が「ステージ1」の段階だとします。指導計画として「読む力」を「絵などの支援を得て、日常生活でよく使われる語彙で書かれた短文を読んで理解する」という段階まで進めたいと考えたとします。

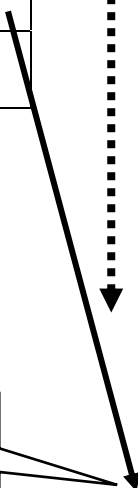
日本語の力 【読む力・ステージ1】

a	日本語で書かれた自分の名前や普段よく使う単語を識別する。
b	文字と音とが対応することを理解する。（例：平仮名の「あ」を見て /a/と発音する。）
c	平仮名をいくつか読む。
d	よく耳にする馴染みのある短い平仮名の語を読む。
e	視覚的な支援のある絵本や紙芝居などの読み聞かせを楽しむ。

指導計画【読む力・ステージ2】

a	特殊音節（長音，拗音，撥音，促音）を含む平仮名の単語を読む。
b	分かち書きで書かれた短い文を音読する。
c	句点や読点について理解する。
d	助詞の「は」，「へ」を文中で正しく読む。
e	縦書き・横書き，一字下げ，句読点など，表記法のルールを理解する。
f	片仮名をいくつか読む。
g	片仮名で書く語彙の種類を理解する。
h	特殊音節（長音，拗音，撥音，促音）を含む片仮名の語彙を読む。
i	小学校1年で学習する漢字をいくつか読む。
j	絵などの支援を得て，日常生活でよく使われる語彙で書かれた短文を読んで理解する。
k	絵などの支援を得て，片仮名や小学校1，2年の学習漢字が混じった文を読んで大意を理解する。

1年間でこの程度まで伸ばしたい。



そうすると、指導の段階が見えてきて、日々の指導の計画が立てやすくなりますね。

例えば前期…

- ・特殊音節（長音，拗音，撥音，促音）を含む平仮名の単語を読む練習を毎日やってみよう。語彙の学習も兼ねて、くもんのカードを使ってみようかな。
- ・文を読ませなければ、助詞の「は」「へ」はわかるようにならないよね。分かれ書きで書かれた短い文を読む音読練習を用意しよう。
- ・本をたくさん読ませたいので、図書室で本を借りる練習もしておこう。
- ・夏休み前まで片仮名を教えて、夏休みの宿題は片仮名総復習にしよう。

例えば後期…

- ・特殊音節を含む平仮名や片仮名の読みは、随分できるようになったけれど、モジュール学習（帯カリキュラム）で続けてやろう。書きのテストもしよう。
 - ・短い文の音読練習に、枚数を決めてカルタを読ませてみよう。
 - ・そろそろ、漢字の学習も始めよう。テキストは何を選ぼうかな。夏休みに漢字のフラッシュカードを用意しておこう。
 - ・短い文章の読解問題を試してみるかな。
- 年度末に、DLAの「読む」のアセスメントを行い、日本語の力の到達状況を調べておこう。

こんなイメージで考えてみるのは、どうでしょうか。見通しを持って、日々の指導の予定が立てられると思います。

②のご質問、文部科学省から出されている「Q&A」を見てみましょう。

Q33 指導計画はいつ作成するのでしょうか。

A 年度末には、来年度の「特別の教育課程」による日本語指導の対象となる児童生徒について検討しておくことが望ましいでしょう。年度途中の転入や編入があった場合も、速やかに作成します。

また、定期的な学習評価を踏まえて、適宜計画の見直しを行い、具体的な指導内容や指導方法の改善に活かしていくことが求められます。特に来日直後の児童生徒の場合は、日本語の習得状況も短期間で変わるので、定期的に見直すことが重要です。

各地の取り組み状況を伺うと、学期ごとに「学習評価」を行い、それを踏まえて「指導計画の見直し」を行っているケースが多いようです。

3	<u>指導計画や指導内容の共有について</u> 地域小学校で支援者として日本語指導をしています。学校は個別の指導計画がなく、指導内容については任されています。担任からは学級での学習に合わせた指導を求められますが、指導時間も少なく、サバイバル日本語も定着できない状況です。このような場合、こちらから個人票や指導計画などを作成し、学校側と共有したほうがよいでしょうか。
---	--

子どもの日本語のレベルと、担任の先生の思いとの間で指導に迷う時がありますね。通級による指導では、在籍学級以外の場所で他の支援者から指導を受けるため、その効果を上げるためにも在籍学級における配慮は欠かせません。また、初期の日本語指導では児童生徒の在籍学級での困り感に対応することも多く、在籍学級の情報も不可欠です。そう考えると両者間での連携協力は不可欠です。毎回の指導の記録は既に見ていらっしゃるかもしれませんが、その指導記録を次のような形式にしてみることも考えられます。

学校内で行われる指導であるので、管理職がその状況を把握することは当然のことなので、印を押してもらいます。	校長	教頭	教務主任

月 日 曜日 (累計指導時数 時間)

指導記録	担任から
☐ サバイバル日本語 ☐ 日本語基礎 (文字・語彙・文型) ☐ 技能別日本語 (話す・読む・書く・聴く) ☐ 日本語と教科の統合学習 (算数・国語) *今日の宿題 []	児童の教室での様子や、現在学習していること、今後の学習予定などを教えてください。
日本語指導のプログラムを共有するために、こうした書き方もいいかと思っています。	担任の先生から、沢山情報が得られると指導の参考になりますね。

指導記録 (記入例)	担任から
☒ サバイバル日本語 ☒ 日本語基礎 (文字・語彙・文型) ☐ 技能別日本語 (話す・読む・書く・聴く) ☒ 日本語と教科の統合学習 (算数・国語) *今日の宿題 [ひらがなプリント (体の部位) 2枚]	児童の教室での様子や、現在学習していること、今後の学習予定などを教えてください。
今日はとても元気でした①。ゲームで体の部位の名前を覚え、「あたま、いたい」など単語をつなげて言うこともできるようになりました②。後半、担任の先生から依頼のあった算数の計算プリントにチャレンジしました。数字の読みや「+たす」や「-ひく」が定着し、式を日本語で読むことができました。計算プリントの基本計算は理解しましたが、時間が足りず全部はできませんでした③。	①子どもの様子。不調な時は詳しく。 ②簡単な指導内容。できるようになったことを伝え、担任も嬉しいと思います。 ③指導でできなかったことも書きます。

4	「特別の教育課程」による日本語指導を受けている児童生徒の「テスト」について 個別指導計画をたてている場合、まだレベル1,2程度などの児童生徒は、クラスでテストを受ける必要はないのではないのでしょうか。テストで自信を失うだけでなく、時間も無駄に思えます。中学二年生以降は、受検にも関わりますが、いかがでしょうか。
---	---

テストを受けるか否かについては、地域や学校により様々な考えがあります。日本語が全く分からない場合は受験しないこともあります。以下のような配慮をして、受験するということもあります。

1. 日本語初期の段階では、受験しない。
2. 日本語初期の段階では、日本語の負担が少ない教科を選んで（英語、数学など）受験する。
3. 国際教室など、別室で受験する。
4. 受験するテストの漢字にルビを振る。
5. 時間延長を認める。
6. 辞書持ち込みを認める。

いずれにしても、日本語指導担当者だけでは決めることが難しいため、担任、教務主任、学年主任、教科担当など、校内の学習部で検討して方針を決めることが多いように思います。

評定については、テストの結果のみで判断されるものではありません。勿論テストを受けなければ評定は低くなりますが、受験しないから評定が出ないということにはなりません。

中学生については、「テスト」だけでなく、

1. テストの範囲表を読んで、範囲や提出課題を把握する。
2. 家庭学習の計画を立てる。
3. テストにおける注意点を理解する。
4. テストの設問や答え方を理解する。
5. テスト後の振り返りを行う。

など、テストに関わる様々な指導が行われることが望ましいと思います。「日本語の力が低い＝テストを受けない」ではなく、テストに関する一連の流れをテーマにして「キャリア教育」の視点で指導を行うことも考えられます。

5	「特別の教育課程」による日本語指導を受けている児童生徒の「指導要録」について <u>小中連携について</u> 指導要録の記載について、同じ市町村内等でそろえた方がよいと思われますか？現状、中々、同市内でも連携ができておらず、不安が大きいです。何から始めたら良いでしょうか。また、私が勤務している小学校の進学先である中学校には、日本語指導はないと聞いています。支援をつけるために、私ができることはどのようなことが考えられるでしょうか？
---	---

文部科学省から出されている「Q&A」を見てみましょう。

Q37 日本語指導を受けている児童生徒の指導要録にはどの欄にどのような内容を記述すればよいのでしょうか。

A 指導要録は、児童生徒の学籍並びに指導の過程及び結果の要約を記録して、指導のための資料とするとともに、外部に対する証明書等に役立たせるための原簿としての性格を有するものです。「特別の教育課程」による日本語指導を受けた児童生徒については、「指導に関する記録」の「総合所見及び指導上参考となる諸事項」の欄に、「特別の教育課程」による指導を受けた授業時数、指導期間、指導の内容及び結果等を記入して下さい。

また、「特別の教育課程」による指導を受けていなくても日本語指導が必要な児童生徒については、その後の指導に役立たせる観点から必要に応じて教科書の漢字にふりがなをつける、単語の切れ目に斜線を引くなど、効果があったと考えられる指導方法や配慮事項を記載して下さい。

なお、これらの児童生徒について、個別の指導計画を作成している場合において当該指導計画に、上記にかかわる記載がなされている場合には、その写しを指導要録の様式に添付することをもって、指導要録への記入に替えることも可能です。

教育委員会に「指導計画」を提出して「特別の教育課程」による日本語指導を実施しているのであれば、教育委員会から学校に対して、指導要録に記載するように通知があるといいのですが、その点はまだ進んでいないと感じています。

中学校への引継ぎに関しては、小学校の教務主任（地域によって窓口の先生が違うかもしれません）を通じて中学校に情報を伝える必要があると思います。中学校は、入学説明会前後や、クラス編成前、新年度の小中連絡会などで、子どもの情報を集めていますから、日本語の力も是非伝えてください。小学校や中学校から支援が必要であることを教育委員会に伝えることも大切だと思います。日本語指導の担当教員の配置がなくても、教育委員会で支援者を派遣する制度があるかもしれません。

また、学校外の支援も探してみてください。国際交流協会や NPO などの日本語教室が開催されているのであれば、その情報を児童本人にも保護者にも伝えるといいと思います。日本語がわからないため中学校生活に不安を抱いていることも多いので、多様な支援があることを伝えていただければと思います。

6	「個別の指導計画」の高校への引継ぎ 私は、中学校教師です。転入生や小学校の申し送りで指導計画を送ったり、頂いたりしていたのですが、高校には送る（送らなければならない、送ったほうがいい）ものですか？ すぐには送れるように用意はしているのですが、高校からの問い合わせもなく…。公立高校と私立高校、専修学校でも異なるものですか？
---	--

文部科学省から出されている「Q&A」を見てみましょう。

Q39 日本語指導を受けている児童生徒が進学を希望する場合、どのような配慮が必要ですか。

A 児童生徒が中学校卒業後、上級学校へ進学しようとし、かつ、上級学校が調査書（いわゆる内申書）を入学者選抜のための資料とする場合、中学校長は入学者選抜のための資料として、調査書をその生徒の進学しようとする上級学校に送付する必要があります。例えば、中学校において教科指導等と比較して「特別の教育課程」による日本語指導を比較的多く受けた経験を持つ生徒が、高等学校等への進学を希望している場合は、「特別の教育課程」による日本語指導の所見についても調査書に記載するなどの配慮を行うことが考えられます。

各都道府県教育委員会においては、これらを踏まえ、域内の高等学校入学者選抜の在り方について、「特別枠」の設定等を含み配慮や工夫を行うことが考えられます。

小・中学校間では、「個別の指導計画」の引継ぎが行われている地域が多いと思いますが、高校にまでそれを引き継ぐまでに至っていないのが現状です。そのため、中学校では日本語指導の対象であった生徒も、高校では何の支援も配慮も得られず、生活面でも学習面でもつまづいてしまい、ドロップアウトしてしまう話を聞きます。中学校で大切に支援された生徒が高校で配慮や支援を受けられるように（調査書に書いたり、「個別の指導計画」を送ったりするまでには至らないにしても）生徒の情報を伝える機会があれば、是非中学校での指導状況を伝えていただけたらと思います。

高校における「特別の教育課程による日本語指導」が計画されていますので、今後は「個別の指導計画」の引継ぎが可能になることが期待されますが、そこに至るにはまだまだ時間がかかると思われます。

7	「特別の教育課程」による日本語指導の周知・啓発 ①教育委員会、支援者、学校現場がしっかりと体制を作って日本語指導が行えている事例として知っておいた方がいい事例があれば教えてください。 ②文部科学省からの啓発はどうなっていますか？文科省が担当指導主事を集めて徹底できるように研修などないのでしょうか？
---	--

支援体制を構築するためには、教育委員会、学校、支援者等それぞれの果たす役割が明確になっている必要があります。「外国人児童生徒受け入れの手引き」（文部科学省）には、それぞれの立場ごとの役割が明記されているので、参考にされると良いと思います。

令和3年度に、文部科学省から「外国人児童生徒等教育に関する研修用動画」が5本公開されています。この動画の「研修用動画コンテンツ1 外国人児童生徒等の受け入れ」に、支援体制についての説明がありますので、是非ご覧ください。

各地の取り組み事例については、文部科学省のHPに「帰国・外国人児童生徒等教育の推進事業」事業（補助事業）の報告書が掲載されています。

(https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/001/1339531.htm)

令和2年度には57件（25都道府県、15指定都市、17中核市、間接補助による実施主体を含めると108地域）がこの補助事業を受けており、その報告書を読むことができます。日本語指導が必要な児童生徒の在籍が少ない散在地域の報告書もあり、参考になるとと思います。

（独立行政法人）教職員支援機構では、毎年全国の教育委員会の担当者や管理職教員、日本語担当教員を対象とした「日本語指導が必要な児童生徒の日本語指導 指導者養成研修」が行われています。この研修会では、文科省の担当者から「特別の教育課程」による日本語指導についての説明がなされています。この研修会の受講者は、各地域に戻って教育委員会主催の研修会や校内研修などで伝達講習を務められています。

また文科省からは、外国人児童生徒等教育アドバイザーの派遣も行われており、各地の研修会の講師を務めたり、新たに支援体制を整備しようと計画している教育委員会へのアドバイスなどを行っています。この派遣の報告書は文部科学省のHPに公開されていますので、研修計画を立てる際の参考になるとと思います。

「特別の教育課程」による日本語指導は「個別の指導計画」を作成するため、教育委員会の中には学校の負担を慮って、日本語指導は行っていないけれど、「特別の教育課程」による日本語指導には踏み込まないでいるところもあると思います。

各地の理解や取り組み状況には、まだ差があります。今回このオンライン研修に参加された皆さんも、今後も様々な機会を捉えて情報を得ていただけたらと思います。